

令和7年度 第1回与謝野町総合計画審議会 次第

日時：令和7年8月25日（月）19：00～

場所：元気館 2階 農事研修室

開 会

1. 委員委嘱
2. 町長あいさつ
3. 自己紹介
4. 総合計画と総合計画審議会について（資料1）
5. 会長・副会長互選
6. 諮問（資料2）
7. 議題
 - （1）第3次与謝野町総合計画策定方針について（資料3）
 - （2）その他
 - ・今後のスケジュールについて（資料4）

閉 会

与謝野町総合計画審議会 委員名簿

任期：令和7年8月25日～令和10年8月24日まで

(50音順・敬称略)

区分	所属	役職等	氏名
委員	与謝野町多様性を尊重し合う共生社会づくり推進委員会	委員	足立 英子
	一般社団法人京都市北部地域連携都市圏振興社与謝野地域本部	地域本部長	安達 幸三
	峰山公共職業安定所 宮津出張所	出張所長	石倉 直記
	与謝野町社会教育委員会	委員	大泉 珠希
	与謝野町都市計画審議会	委員	尾上 亮介
	与謝野町公共施設等マネジメント推進委員会	委員長	川勝 健志
	よさの百年の暮らし委員会	会長	小山 富美代
	与謝野町区長連絡協議会	会長	坂中 紀文
	福知山公立大学 地域経営学部	教授	谷口 知弘
	福知山公立大学 情報学部	学生	津波 璃生
	与謝野町社会福祉協議会	事務局長	中田 麻由美
	与謝野町教育委員会	教育長職務代理者	樋口 潔
	与謝野町商工会	副会長	松田 政一
	つながる丹後	副代表	味田 佳子
	与謝野町農業委員会	会長職務代理者	宮本 浩司
与謝野町子ども・子育て会議	会長	山添 謙三	

オブザーバー	京都市丹後広域振興局 地域連携・振興部	部長	徳田 裕之
--------	---------------------	----	-------

事務局	与謝野町企画財政課	課長	山口 崇
	与謝野町企画財政課ふるさと応援促進室	室長	小室 光秀
	与謝野町企画財政課	主幹	大江 聡
	与謝野町企画財政課	係長	井上 朱里
	与謝野町企画財政課	係長	渡邊 稔之
	与謝野町企画財政課	係長	松本 潤也

総合計画と総合計画審議会について

与謝野町総合計画条例

平成28年3月10日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、与謝野町における総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想及び基本計画を総称したものをいう。
- (2) 基本構想 目指すべきまちの将来像及びこれを達成するための施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示すものをいう。

(位置付け)

第3条 総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野における計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画の策定)

第4条 町長は、総合計画を策定するものとする。

2 町長は、総合計画を策定するに当たり、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

(審議会)

第5条 町長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、与謝野町総合計画審議会条例（平成18年与謝野町条例第223号）に規定する与謝野町総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の際現に策定されている総合計画については、この条例の規定は適用しない。

与謝野町総合計画審議会条例

平成18年6月23日

条例第223号

改正 平成23年12月15日条例第20号

改正 令和4年5月11日条例第16号

(設置)

第1条 与謝野町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める総合計画の策定並びに推進に関し必要な事項の調査及び審議を行うため、与謝野町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、有識者、執行機関である委員会等の委員、公共的団体等の役員及び本町の住民のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、3年とする。

3 執行機関である委員会等の委員、公共的団体等の役員のうちから委嘱された委員がその職を失ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 専門の事項を調査審議するため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(幹事及び書記)

第7条 審議会に幹事及び書記若干人を置き、町の職員のうちから町長が任命する。

2 幹事は、上司の命を受け、事務の調査、企画及び立案に従事する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月15日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則（令和4年5月11日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

7 与企財第 3 6 1 号

令和 7 年 8 月 2 5 日

与謝野町総合計画審議会

会長

様

与謝野町長 山 添 藤 真

第 3 次与謝野町総合計画について（諮問）

与謝野町総合計画条例（平成 2 8 年与謝野町条例第 2 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮 問

延べ 3, 0 0 0 人以上の住民の皆様の皆様との参画のもと策定した第 2 次与謝野町総合計画（平成 3 0 年度から令和 8 年度まで）を大切にしながら、本町の現状や課題の分析のほか、社会情勢や住民の皆様との対話の内容等を踏まえ、本町の目指す未来像を明確にした、第 3 次与謝野町総合計画（令和 9 年度から令和 1 6 年度まで）の策定について、貴審議会の審議を求めます。

第 3 次与謝野町総合計画策定方針

令和 7 年 8 月 2 5 日
企 画 財 政 課

1 趣旨

延べ 3, 0 0 0 人以上の住民の皆様への参画のもと策定した「第 2 次与謝野町総合計画」（以下「第 2 次計画」という）を大切にしながら、本町の現状や課題の分析のほか、社会情勢や住民の皆様との対話の内容等を踏まえ、本町の目指す未来像を明確にした「第 3 次与謝野町総合計画」（以下「第 3 次計画」という）を策定する。

2 第 3 次計画策定にあたっての基本的な考え方

(1) 検証及び分析結果を根拠とする計画づくり

本町の現状・分析及び他自治体との比較による分析に加え、第 2 次計画に関する十分な検証・分析を行い、本町の施策の現状・達成度・課題について評価した結果を根拠として反映させた計画とする。

(2) 戦略性が高く、実効性のある計画づくり

効率的・効果的な町政運営を図る観点から、計画の構成を工夫し、重点課題を見定め、適正な成果指標を設定することで、計画推進の効果を的確に評価することができ、評価結果を次年度の進行管理及び予算措置に適切に反映できる行財政マネジメントの視点を持つ計画とする。

(3) 住民等からの多様な意見を反映した、わかりやすく伝わる計画づくり

住民・行政等が情報を共有した上で、多くの意見をもとに一体となって策定に取り組み、親しみやすく、わかりやすい計画の構成や表現を取り入れることで、住民・行政等が共有するまちづくりの指針となり、町職員が個別計画や事業を企画する段階においても指針として常に意識できる計画とする。

(4) まちのグランドデザインを明確にした計画づくり

機能が重複する公共施設の統廃合や総合庁舎建設のあり方等、将来の公共施設の最適化を見据えた、10 年後のまちのグランドデザイン（まちの将来の姿を描いた設計図）を盛り込んだ計画とする。

(5) 少子高齢化社会等の社会動向に対応できる計画づくり

人口減少の影響を踏まえた将来の人口動向等を十分に想定し、施策の実現

性や事業の実効性を確保するために、各種個別計画との関係性を明確にした上で、今後の社会動向にも対応できる計画とする。

(6) SDGsの達成と連携した計画づくり

SDGsの17の目標は、福祉、防災、環境保全、共生社会の実現など、まちづくりの根幹となる様々な分野に広く関係することから、施策と関連付け、SDGsを推進する計画とする。

3 計画の構成及び期間

第3次計画は、与謝野町総合計画条例第2条の規定に基づく「基本構想」「基本計画」に加え、「基本計画」で示した施策を実現するための具体的な事業を定めた「実施計画」の3層で策定を進める。

(1) 基本構想

長期的な展望に立ち、総合的・計画的にまちづくりを行う指針となるもので、まちの未来像と住民と行政の協働によるまちづくりの基本的な理念を明らかにし、その未来像を実現するための基本的な考えや方針を分野別に示す。なお、計画期間は令和9年度から令和16年度の8年間とする。

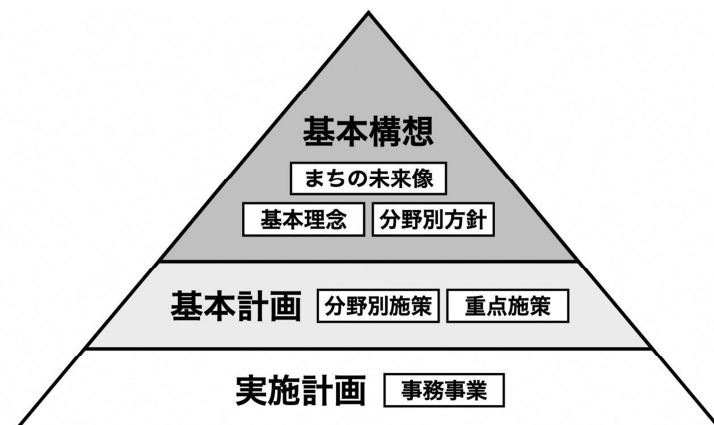
(2) 基本計画

基本構想で示す基本的な考えや基本方針に基づいて、各分野において取り組む施策を体系的に示す。

なお、計画期間は、前期基本計画を令和9年度から令和12年度の4年間、後期基本計画を令和13年度から令和16年度の4年間とする。

(3) 実施計画

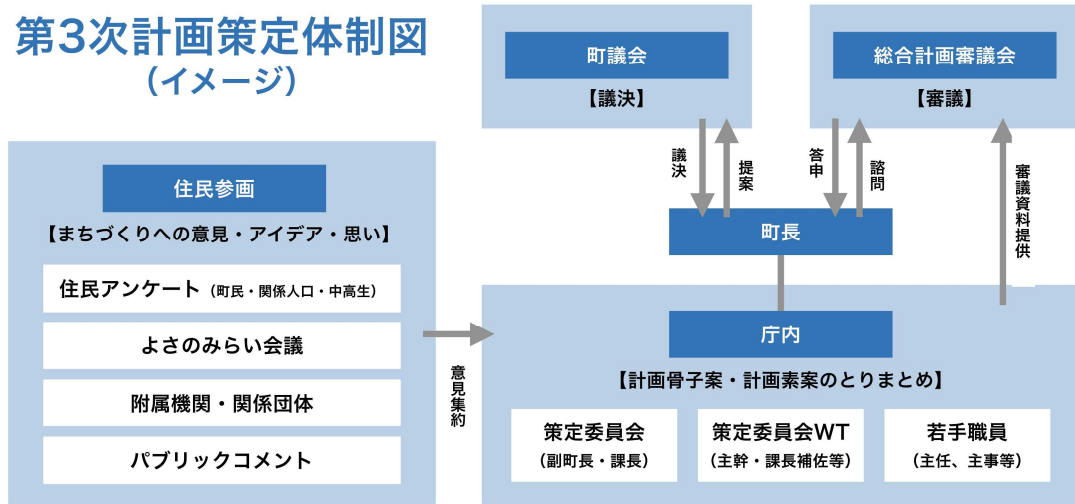
基本計画で示した施策を実現するための具体的な事業を定め、財政的な裏付けや社会経済情勢を判断しながら、毎年度、向こう3ヵ年度を計画期間としてローリング方式により策定する。



4 計画策定体制

ステークホルダー		内容・役割
町長		<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合計画審議会への諮問 ○ 議会への第3次計画（基本構想・基本計画）の提案、実施計画の報告
議会		<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次計画の議決 ○ 実施計画の確認
住民参画（住民との対話）	総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次計画の評価検証 ○ 第3次計画（基本構想・基本計画）の答申
	附属機関・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次計画（基本構想・基本計画）作成に向けた意見徴取 ○ 第3次計画骨子に対する意見聴取
	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次計画骨子に対する意見徴取 ○ 第3次計画（最終案）に対する意見聴取
	住民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次計画（基本構想・基本計画）作成に向けたアンケート調査
	地域デザイン会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次計画（基本構想）作成に向けた意見聴取（無作為抽出によるテーマ別住民会議及び中高生による住民会議を実施）
庁内組織	総合計画策定委員会（副町長、教育長、次長、課長）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次計画の評価検証 ○ 第3次計画（基本構想・基本計画・実施計画）案の承認 ○ 総合計画審議会への資料提供、計画案提示
	総合計画策定委員会ワーキングチーム（主幹、課長補佐、係長）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次計画の評価検証 ○ 第3次計画（基本構想・基本計画・実施計画）案の作成
	若手職員（主査以下）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次計画（基本構想）作成に向けた意見徴取

第3次計画策定体制図 (イメージ)



5 策定スケジュール

	時期	内容
令和7年度	6月【完了】	公募型プロポーザルにより受託事業者決定
	7～10月【実施中】	基礎調査
	8月【完了】	町長から総合計画審議会に諮問
	8～9月【実施中】	住民意識調査
	9～12月	若手職員ワークショップ、よさのみらい会議
	10～12月	各種団体等ヒアリング
	12月～R8年1月	関係人口意識調査、小中学生意識調査
	R8年2月	第3次計画骨子完成
令和8年度	4月	第3次計画骨子パブリックコメント
	5～7月	各種団体等ヒアリング
	9月	第3次計画（最終案）パブリックコメント
	11月	町総合計画審議会から町長へ答申
	12月	町議会12月定例会議案審議
	R9年2月中旬	第3次計画策定

資料1 これまでの総合計画

計画名称	計画期間	概要
第1次 与謝野町 総合計画 ・前期計画	平成20年度 ～平成24年 度	<p>◆まちの将来像 水・緑・空 笑顔かがやく ふれあいのまち</p> <p>◆まちづくりの基本理念 環境と安全・参画と協働・成長と元気・自立と連携</p> <p>◆まちづくりの基本目標</p>
第1次 与謝野町 総合計画 ・後期計画	平成25年度 ～平成29年 度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安心と生きがいのある福祉のまちづくり ○ 伝統を活かし未来にチャレンジする産業づくり ○ 自然と安全を守るまちの基盤づくり ○ 快適でやすらぎのある生活環境づくり ○ 明日の人材を育てる教育文化のまちづくり ○ 協働で進めるまちづくり
第2次 与謝野町 総合計画 ・前期計画	平成30年度 ～令和4年度	<p>◆まちの未来像 人・自然・伝統 与謝野で織りなす 新たな未来</p> <p>◆まちづくりの基本理念 みんな・みらい・みえる</p> <p>◆分野別方針及び施策</p>
第2次 与謝野町 総合計画 ・後期計画	令和5年度 ～令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人ひとりが個性を活かし安心して働けるまち ○ 地元を誇りに思い、人の流れを生むまち ○ みんなが自分らしく幸せに生きるまち ○ つながりで笑顔を未来につむぐまち ○ 魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち ○ 美しくて住みやすい安心安全なまち ○ 住民が主人公となるまち

よさのみらい会議について

1 よさのみらい会議の趣旨

- (1) 今後減少する行政資源の活用について正確な情報を共有し、行政だけでなく住民協働・住民参画で考える仕組みにより住民の主体的な活動を促進
- (2) 住民協働・住民参画による対話を通じ、地域がより良くなるように地域の課題を「自分ごと」として捉え、課題解決に取り組む地域人財を育成
- (3) 令和7年度は、第3次与謝野町総合計画（以下「第3次計画」という）（基本構想）作成に向けた住民との対話の場として実施

2 よさのみらい会議のテーマ等

- (1) テーマ
10年後のまちの「しごとづくり」「くらしづくり」「ひとづくり」
- (2) 参加者等
○無作為抽出で選ばれた住民（参加応募人数 68 人）及び中高生（30 人程度）
○Logo フォームを活用した意見募集（9月下旬頃～）
○会議は傍聴自由（公開）とし、町公式 YouTube チャンネルで後日配信
- (3) スケジュール
7月 無作為抽出により対象者へ案内の送付（5,000人）
9～12月 よさのみらい会議（4回）、中高生よさのみらい会議（1回）
令和8年1月 第3次計画（基本構想）作成に向けた提案書の提出
- (4) 会議の進め方
○よさのみらい会議（4回開催）
テーマ別の分科会を設け、住民によるワークショップを開催
○中高生よさのみらい会議（1回開催）
地域の中高生によるワークショップを開催し、10年後のまちの将来像について対話を行う
○一般社団法人構想日本のコーディネートにより、10年後のまちの将来像を「自分ごと」として捉えた対話を促進し、住民の想いや声を第3次計画（基本構想）作成に向けた提案書にまとめる
- (5) テーマと第2次計画各分野との関係

テーマ	しごとづくり	くらしづくり	ひとづくり
分野1 産業・仕事	●		●
分野2 観光・交流・移住定住	●	●	●
分野3 健康・福祉	●		●
分野4 子ども・子育て			●
分野5 教育・スポーツ・文化			●
分野6 環境・暮らし		●	●
分野7 地域協働・行財政運営	●	●	●

令和 7 年度 総合計画審議会 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年

- 8 月 2 5 日（月） ○第 1 回総合計画審議会
- ・委員委嘱、会長・副会長互選
 - ・諮問
 - ・第 3 次総合計画策定方針について
- 1 0 月下旬 ○第 2 回総合計画審議会
- ・第 2 次計画の推進・進捗管理について
 - ・第 3 次計画のアイデア出し など
- 1 2 月中旬 ○第 3 回総合計画審議会
- ・アンケート結果報告
 - ・よさのみらい会議結果（速報）報告
 - ・第 3 次計画の骨子（たたき台） など

令和 8 年

- 1 月下旬 ○第 4 回総合計画審議会
- ・よさのみらい会議提案書の報告
 - ・第 3 次計画の骨子（素案） など
- 2 月下旬 ○第 5 回総合計画審議会
- ・第 3 次計画の骨子（案） など

【参考】

令和 7 年

- 9 月 1 4 日（日） ○第 1 回よさのみらい会議
- 1 0 月 1 2 日（日） ○中高生よさのみらい会議
- 1 0 月 1 3 日（祝） ○第 2 回よさのみらい会議
- 1 1 月 9 日（日） ○第 3 回よさのみらい会議
- 1 2 月 7 日（日） ○第 4 回よさのみらい会議

第3次与謝野町総合計画策定のための 「住民アンケート調査」にご協力をお願いします

与謝野町では、令和9年度から8年間の町政運営の羅針盤となる「第3次与謝野町総合計画」の策定に向けた取り組みを進めておりますが、10年後のまちの将来像を描く計画づくりには、住民のみなさんからの多様なご意見が欠かせません。

そこで、無作為に選ばせていただきました2,000人の方を対象にアンケート調査を実施することとしました。このアンケートは統計的に処理し、目的以外に使用することはありませんので、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和7年8月

与謝野町長 山添 藤真

- ◇ このアンケートは、与謝野町での暮らしやまちづくりについてお聞きするものです
- ◇ 封筒に書かれたあて名のご本人がお答えください
- ◇ 記入にあたっては、あてはまる回答の番号に○を記入してください（全部で8ページあります）
- ◇ アンケートにご記入の上、同封の返信用封筒（切手を貼る必要はありません）に入れていただき、

令和7年9月5日（金）までにご投函ください

- ◇ インターネット回答を希望される場合は、アンケートフォームから回答してください →
- ◇ ご不明な点やご質問は、下記までお気軽にお問い合わせください



【お問い合わせ先】 与謝野町 企画財政課 / 電話 0772-43-9015（直通）

≫ あなたのことについてお聞きします

問1 あなたの性別を教えてください。《○は1つ》

1. 男性 2. 女性 3. 回答しない

問2 あなたの年齢はどれにあたりますか。《○は1つ》

1. 15～19歳 3. 30歳代 5. 50歳代 7. 70歳以上
2. 20歳代 4. 40歳代 6. 60歳代

問3 与謝野町でのこれまでの居住年数の合計を教えてください。《○は1つ》

1. 5年未満 2. 5～10年 3. 11～20年 4. 21年以上 5. 不明

問4 あなたのお住まいはどちらですか。《○は1つ》

1. 加悦地域 2. 野田川地域 3. 岩滝地域

≫ 行動・意識についてお聞きします

問9 町内での消費行動を意識していますか。また、その理由は何ですか。《○は1つ》

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. している | 3. あまりしていない |
| 2. 時々している | 4. していない |
| その理由 (|) |

問10 この地域で子育てをしたいと思えますか。また、その理由は何ですか。《○は1つ》

- | | |
|---------|------------|
| 1. 思う | 3. あまり思わない |
| 2. やや思う | 4. 思わない |
| その理由 (|) |

問11 生きがいを持って暮らせると感じますか。また、その理由は何ですか。《○は1つ》

- | | |
|----------|------------|
| 1. 感じる | 3. あまり感じない |
| 2. やや感じる | 4. 感じない |
| その理由 (|) |

問12 現在、幸せだと思えますか。《点数に○は1つ》

幸せである ←—————→ 幸せでない
10点 9点 8点 7点 6点 5点 4点 3点 2点 1点 0点

問13 与謝野町に誇りや愛着を持っていますか。《○は1つ》

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 持っている | 4. どちらかといえば持っていない |
| 2. どちらかといえば持っている | 5. 持っていない |
| 3. どちらともいえない | |

問14 これからの与謝野町がどのような「まち」であってほしいと思えますか。《○は3つまで》

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 健康づくりや医療が充実したまち | 11. 買い物など日常生活が便利なまち |
| 2. 高齢者や障がい者への福祉が整っているまち | 12. 生活の質を高めるお店が並ぶまち |
| 3. 地域や人のつながりがあるまち | 13. 街並みや景観が美しいまち |
| 4. 犯罪や事故の少ない安全なまち | 14. 移動が便利なまち |
| 5. 災害に備えた防災力の高いまち | 15. 住民によるまちづくりが活発なまち |
| 6. 産業が発展した経済的に豊かなまち | 16. 若者や女性が活躍するまち |
| 7. 歴史や伝統を大切にするまち | 17. 外国人と共生するまち |
| 8. 芸術文化やスポーツが盛んなまち | 18. デジタル技術が進んだ便利なまち |
| 9. 子育てがしやすいまち | 19. 自然の豊かさや環境に配慮されたまち |
| 10. 教育環境が整ったまち | 20. その他 (具体的に) |
| | () |

問15

与謝野町のことを紹介するとき、どのようなことを話題にしますか。
あるいは、与謝野町を象徴するものは何だと思いますか。《○は3つまで》

1. 丹後ちりめんなどの絹織物
2. 京の豆っこ米などの環境保全型農業
3. ちりめん街道、古墳などの歴史的景観
4. 与謝蕪村、与謝野礼蔵・鉄幹・晶子などのゆかりのある文人墨客
5. 大江山連峰や阿蘇海などの豊かな自然環境
6. 春祭りや地域行事などの地域コミュニティ活動
7. 子育て・福祉・医療サービスが充実した暮らしやすい住環境
8. 京阪神地域からのアクセスの良さ
9. その他 ()

≫ 与謝野町の住み心地についてお聞きします

問16 これからも与謝野町に住み続けたいと思いますか。また、その理由は何ですか。《○は1つ》

1. これからも与謝野町に住み続けたい
 2. いったん離れるかもしれないが、いずれは戻ってきたい
 3. 町外へ転出したい
 4. わからない
- その理由 ()

問17 与謝野町の良いところは何ですか。《○は3つまで》

1. 自然が豊かなこと
2. 歴史・文化が豊かなこと
3. まちが美しいこと
4. 道路網が整っていること
5. 通勤・通学に便利なこと
6. 有線テレビ・インターネット環境が便利なこと
7. 買い物など日常生活が便利なこと
8. おいしい食べ物が豊富にあること
9. 地域の産業・技術が継承・発展していること
10. 働く場があること
11. 余暇や娯楽を楽しめること
12. 子育てがしやすいこと
13. 福祉や医療の面で安心できること
14. 小中学校や高校が整っていること
15. 生涯学習やスポーツ活動の機会が豊かなこと
16. 近所づきあいがしやすいこと (地域コミュニティ活動が盛んである)
17. 防犯や防災の面で安心できること
18. その他 ()

問18 与謝野町の気になるところは何ですか。《○は3つまで》

- | | |
|---------------------------|---|
| 1. 自然が大切にされていないこと | 11. 余暇や娯楽を楽しめる場が少ないこと |
| 2. 歴史・文化が大切にされていないこと | 12. 子育てするのに不安があること |
| 3. まちが美しくないこと | 13. 福祉や医療の面で不安があること |
| 4. 道路網が整っていないこと | 14. 小中学校や高校が整っていないこと |
| 5. 通勤・通学に不便なこと | 15. 生涯学習やスポーツ活動の機会が少ないこと |
| 6. 有線テレビ・インターネット環境が不便なこと | 16. 近所づきあいがしにくいこと
(地域コミュニティ活動が盛んでない) |
| 7. 買い物など日常生活が不便なこと | 17. 防犯や防災の面で不安があること |
| 8. おいしい食べ物があまりないこと | 18. その他 () |
| 9. 地域の産業・技術の継承・発展に不安があること | |
| 10. 働く場が少ないこと | |

≫ 与謝野町のまちづくりについてお聞きします

与謝野町がこれまで進めてきたまちづくりについて、どのくらい満足していますか。

問19 また、今後どのようなまちづくりが重要だと思いますか。

《①～②⑥すべての項目について、満足度、重要度それぞれ1～5の中から1つずつ選んで○》

■ 産業・仕事

(一人ひとりが個性を活かして安心して働けるまち)

	満足度				
	満足	やや満足	いえない	どちらとも	やや不満
① 挑戦が生まれる風土づくり <small>(新事業者の誕生や新規事業の展開等を応援する風土づくり)</small>	1	2	3	4	5
② 農林業の振興	1	2	3	4	5
③ 織物業の振興	1	2	3	4	5
④ 商工業の振興	1	2	3	4	5
⑤ 魅力ある働く場の創出	1	2	3	4	5

	重要度				
	重要	やや重要	いえない	どちらとも	重要でない
① 挑戦が生まれる風土づくり <small>(新事業者の誕生や新規事業の展開等を応援する風土づくり)</small>	1	2	3	4	5
② 農林業の振興	1	2	3	4	5
③ 織物業の振興	1	2	3	4	5
④ 商工業の振興	1	2	3	4	5
⑤ 魅力ある働く場の創出	1	2	3	4	5

■ 観光・交流・移住定住

(地元を誇りに想い人の流れを生むまち)

	満足度				
	満足	やや満足	いえない	どちらとも	やや不満
⑥ ファンづくりの推進 <small>(関係人口の創出・拡大、国際交流の推進等)</small>	1	2	3	4	5
⑦ まちの魅力を活かした観光振興	1	2	3	4	5
⑧ まちの魅力を活かした移住・定住の促進	1	2	3	4	5

	重要度				
	重要	やや重要	いえない	どちらとも	重要でない
⑥ ファンづくりの推進 <small>(関係人口の創出・拡大、国際交流の推進等)</small>	1	2	3	4	5
⑦ まちの魅力を活かした観光振興	1	2	3	4	5
⑧ まちの魅力を活かした移住・定住の促進	1	2	3	4	5

■健康・福祉 (みんなが自分らしく幸せに生きるまち)	満足度				
	満足	やや満足	いえない どちらとも	やや不満	不満
⑨ 健康・福祉を支える人財の育成と確保	1	2	3	4	5
⑩ 元気な体づくりの推進	1	2	3	4	5
⑪ 誰もが安心していきいきと暮らし続けられる地域づくりの推進	1	2	3	4	5

重要度				
重要	やや重要	いえない どちらとも	重要でない あまり	重要でない
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

■子ども・子育て (つながりで笑顔を未来につむぐまち)	満足度				
	満足	やや満足	いえない どちらとも	やや不満	不満
⑫ 新たな命の誕生を応援	1	2	3	4	5
⑬ 親子の笑顔の暮らしを応援	1	2	3	4	5
⑭ 地域ぐるみの子育て力の向上	1	2	3	4	5

重要度				
重要	やや重要	いえない どちらとも	重要でない あまり	重要でない
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

■教育・スポーツ・文化 (魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち)	満足度				
	満足	やや満足	いえない どちらとも	やや不満	不満
⑮ 一人ひとりの学ぶ意欲と確かな学力の育成	1	2	3	4	5
⑯ 一人ひとりを大切にする環境づくり	1	2	3	4	5
⑰ 生涯学習社会の実現と人権教育の推進	1	2	3	4	5
⑱ 生涯スポーツ社会の実現	1	2	3	4	5
⑲ 文化財の継承と活用	1	2	3	4	5

重要度				
重要	やや重要	いえない どちらとも	重要でない あまり	重要でない
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

■環境・暮らし (美しくて住みやすい安心安全なまち)	満足度				
	満足	やや満足	いえない どちらとも	やや不満	不満
⑳ 地域からはじめる地球にやさしい環境づくり	1	2	3	4	5
㉑ 安心・安全に暮らせる地域づくり	1	2	3	4	5
㉒ 快適で暮らしやすい生活環境づくり	1	2	3	4	5

重要度				
重要	やや重要	いえない どちらとも	重要でない あまり	重要でない
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

■地域協働・行財政運営 (住民が主人公となるまち)	満足度				
	満足	やや満足	いえない どちらとも	やや不満	不満
㉓ 多様な主体による協働のまちづくりの推進	1	2	3	4	5
㉔ みんなが互いに認め合う風土づくり	1	2	3	4	5
㉕ 未来を見据えた行財政運営	1	2	3	4	5
㉖ 見える・聞こえる・言えるまちづくり	1	2	3	4	5

重要度				
重要	やや重要	いえない どちらとも	重要でない あまり	重要でない
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

≫ 与謝野町の災害対策の取り組みについてお聞きします

問27 災害対策として、行政にどのようなことを期待していますか。《○は1つ》

1. 災害発生時の情報提供や普段の防災広報
2. 町内の被害想定（家屋倒壊・火災・水害）
3. 避難場所や避難ルートの情報提供
4. 避難場所など防災拠点の整備
5. 避難者用の食糧・水・日常生活用品等の備蓄
6. 自主防災組織や防災ボランティアの育成
7. 防災訓練などによる防災意識啓発
8. 災害時の医療・救護体制の整備
9. 災害時要援護者（高齢者及び障がい者等）への支援
10. 住宅の耐震化に対する補助
11. その他（）
12. 特になし

問28 災害対策として現在取り組んでいること、または今後取り組みたいことは何ですか。《○は3つまで》

1. 災害発生時の近隣への情報提供
2. 家屋倒壊・火災・水害に対する備え
3. 避難場所や避難ルートの確認
4. 町や地域で行われる防災訓練への参加
5. 食糧・水・日常生活用品等の備蓄
6. 自主防災組織や防災ボランティアへの参加
7. 応急手当や災害時の救護に関する知識の習得
8. 災害時要援護者（高齢者及び障がい者等）への支援
9. 近隣との防災意識の共有
10. その他（）
11. 特になし

≫ 自由記述欄

問29 与謝野町のまちづくりについてご意見がありましたらお書きください。



もっと暮らしやすい
と謝野町に
なるには？

将来の子どもたちのために
何が出来るだろうか？

普段思っている
ことをまちに伝
えてみたい。

まちの将来像を「自分ごと」として考えてみましょう

「よさのみらい会議」とは、今後、減少する行政資源（公共施設、財

源、職員など）の活用を行政だけで考えるのではなく、正確な情報をみんなで共有して、住民協働と住民参画による対話の場です。

無作為抽出方式によって選ばれた住民の方が、役場職員や専門家とともに、10年後のまちの将来

像について、「しごとづくり」「くらしづくり」「ひとづくり」の3つのテーマに分かれて話し合います。年内にはテーマ別の分科会を4回、中高生によるワークショップを1回開催。対話を通じて、地域がより良くなるように10年後のまちの将来像を「自分ごと」としてとらえ、与謝野町の現状や課題、未来へのアイデアを共有したり、意見を出しあったりして、第3次計画の骨子作成のための提案を行います。

あなたの声が、与謝野の未来をつくる よさのみらい会議 参加者募集

あなたに届いた封筒、開けてみませんか？

現在、無作為抽出によって選ばれた与謝野町に住所のある16歳以上の住民5,000人の皆さんに、よさのみらい会議への参加案内を送付しています。

よさのみらい会議って、ちょっと難しそう？

実はこの会議、まちの未来一緒に考えるワークショップです。日々の「なんとなくならないかな？」という気持ち、「こうだったらいいかも」という思いが、まちづく

若者の視点や意見を計画に反映させるため、中高生を対象とした会議も10月に実施予定です。



10年後のまちの将来像を描く 第3次総合計画づくりが動き出します

【シリーズ】
みんなで作る総合計画
— Vol.1 —

延べ3,000人以上の住民の皆さんの参画により策定した第2次与謝野町総合計画の計画期間が令和8年度に終了するため、今年度から第3次与謝野町総合計画（以下、第3次計画）の策定に向けて動き出します。与謝野町では、町政運営の羅針盤である総合計画づくりによりまちを挙げて取り組むこととしており、計画づくりの過程を今月号から広報よさのにて連載していきます。第1回目は、住民の皆さんとの対話の場「よさのみらい会議」について取り上げます。

●よさのみらい会議 開催スケジュール（予定）

第1回	第2回	第3回	第4回
9.14日	10.13日(祝)	11.9日	12.7日
・時間 午後1時▶5時 ・会場 知遊館	・時間 午後1時▶5時 ・会場 野田川わーくばる	・時間 午後1時▶5時 ・会場 元気館	・時間 午後1時▶5時 ・会場 野田川わーくばる
総合計画の趣旨と テーマの説明	テーマ別の課題整理	解決策の提案	提案書の議論

※会議の開催は自由です。インターネット配信も予定しています

専門的な知識はいりません！

保育ルームあります！

WEBからも意見募集！

りのヒントになります。コーディネーターやナビゲーターが皆さんの声をしっかりと受け止め、10年後のまちの将来像をまとめていきます。ぜひ、あなたの声を聞かせてください。

●案内が届いた方へ

次のいずれかの方法で、7月31日(木)までにご応募ください。

1 窓口またはFAXで応募

届いた案内文書に必要事項をご記入の上、そのまま提出または送信
提出先 本庁舎（企画財政課）、加賀庁舎または野田川庁舎の住民税務課窓口

送信先FAX番号

46-2851（本庁舎）

1 オンラインで応募

届いた案内文書に記載の二次元コードをスマートフォンなどで読み取り、応募フォームに必要事項を入力の上、回答を送信

問

企画財政課 ☎43-9015

午前8時30分▶午後5時15分

※土曜・日曜日および祝日を除く